

# 見積書提出依頼

令和元年6月11日(火)13:30

件名	令和元年度沖縄不発弾等事前調査データベースシステム保守点検業務
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期限	契約締結日 ~ 令和2年3月31日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係
	※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること
見積書提出期限	令和元年6月18日(火)13:30厳守
見積書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係
	TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 開発建設部 建設行政課 上原
	TEL:098-866-0031(内線)63181
留意事項	[1] 発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は任意様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 <ul style="list-style-type: none"><li>提出日及び件名を記載する。</li><li>宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。</li><li>会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。</li><li>見積金額に消費税額(10%)を乗じた金額までを記載すること なお、一元未満の端数がある場合は切り捨てることとする。</li></ul> (4) 契約金額が50万円を超える場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご留意ください。 (5) 支払いは完了払いとし、適法な請求書を受領した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

### 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 令和元年度沖縄不発弾等事前調査データベースシステム保守点検業務 仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用の範囲

本仕様書は、令和元年度沖縄不発弾等事前調査データベースシステム保守点検業務（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 第2条 適用事項

本業務は、本仕様書によるほか、契約書及びその他関連法規等により実施するものとする。なお、実施にあたって疑義が生じた場合には、発注者と受注者で協議するものとする。

### 第3条 履行期限

契約締結日から令和2年3月31日とする。

### 第4条 必要事項の補充

本仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項を示したものであるから、これらに記載していない事項についても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。

### 第5条 受注者の責務

1. 本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。

2. 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

### 第6条 一括再委託等の禁止

1. 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
2. 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委

託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

3. 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
4. 第2項のなお書きの規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。
5. 受注者は、第2項の承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、第3項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
6. 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

## 第7条 情報セキュリティ対策等

### 1. 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、本業務の実施における情報セキュリティ確保のための体制を整備し、発注者へ報告するものとする。

### 2. 情報の機密保持

(1) 本業務に関して発注者から提供された情報その他知り得た情報を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また本業務の遂行以外の目的に使用しないこと。

(2) 本業務に関して発注者から提供された情報を、当該業務の終了時に発注者に返却すること。

(3) 本業務に関して発注者から提供、貸与等された情報その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。

### 3. 脆弱性対策の実施

本業務に係る情報システムの設定においては以下の脆弱性対策を実施すること。

(1) 設定する情報システムを構成するソフトウェアの中で、脆弱性対策を実施するものを適切に決定すること。

(2) 脆弱性対策を行うとしたソフトウェアについて、公表されている脆弱性情報及び公表される脆弱性情報を把握すること。

(3) 把握した脆弱性情報について、対処の要否、可否を判断すること。対処したものに関して対処方法、対処しなかったものに関してその理由、代替措置及び影響を納品時に発注者に報告すること。

### 4. 本業務以外の情報資産の保全

本業務の遂行において、アクセスすることが可能なほかの情報資産へのアクセスを行わないこと。また、保全に努めること。

### 5. 情報セキュリティが侵害された場合の対処

本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、

これを速やかに発注者に報告すること。

#### 6. 情報セキュリティ対策の履行状況の確認

本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、発注者は、受注者に対して報告を求める場合がある。

また、必要に応じて、発注者の立ち入り監査を受けるものとする(業務を再委託(再々委託等を含む)する場合、再委託先を含む)。

#### 7. 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本業務の遂行において、情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性が認められる場合には、受注者は発注者の求めに応じて協議し対応を行うこと。

### 第8条 損害賠償

本作業において受注者の瑕疵により沖縄総合事務局の業務が停止するなどの不利益が生じた場合は、損害賠償の対象となる場合がある。また、前条の情報セキュリティ対策等を遵守しなかったことにより、沖縄総合事務局の情報資産に侵害及び名誉を犯すようなことなど、不利益が生じた場合においても、現状復旧、または損害を賠償の対象となる場合がある。

## 第 2 章 業務内容

### 第9条 業務の目的

沖縄不発弾等対策協議会(事務局:開発建設部建設行政課)では、住民の安全と作業員の安全を確保するため、工事着手前に不発弾等に関する情報収集を義務付け不発弾等による事故を未然に防止することを目的に、沖縄不発弾等事前調査データベースシステムを運用している。本業務はシステムの安定的稼働の為に保守点検を実施するものである。

### 第10条 業務の対象等

#### 1. 業務の対象

(1)不発弾等事前調査データベースシステム

#### 2. 業務の範囲

(2)システムサーバーの定期点検作業

(3)運用支援対応

### 第11条 業務内容

#### 1. 作業計画書

受注者は、受注後、速やかに簡易作業計画書(作業内容、作業条件、作業方法、作業体制、工程、連絡先等)を作成し、発注者へ提出するものとする。

#### 2. 定期点検作業

受注者はシステムの安定的な稼働の為に以下にあげる作業を毎月行うこと。

(1)WindowsUpdate作業

WindowsUpdateが原因でシステム動作に支障を来すことがないように、事前に作業環境にて検証を行い、WindowsUpdate適用後の正常動作を確認されたものに対して更新を行うこと。

(2) アクセスログ収集・解析

パスワード版、一般公開版の両方において、利用者数についての推移資料を作成すること。

(3) システムログ収集・解析

Windowsシステムログ、Webサーバーアクセスログ等を収集・解析し、異常なアクセスや不具合の事例がないかを確認すること。

何か異常があれば速やかに発注者へ報告を行うこと。

(4) バックアップ動作確認

システムのバックアップについて、日次で設定されたバックアップが正常に稼働し、正しいバックアップデータが取れているか確認すること。

3. 運用支援対応

システムの運用支援の為に以下の作業を必要時に行う。

(1) システム不具合対応

システムやネットワーク等は常に良好な環境下にあるよう努め、稼働中のシステムやネットワーク等に不具合があった場合は発注者と協議し、速やかに修正対応を行うこと。

(2) 操作説明対応

稼働中のシステム全般に対して、発注者に操作説明を求められたときに速やかにこれに対応すること。

(3) 運用に関する相談対応

稼働中のシステム全般に対して、運用に関する相談(例えばシステム講習会の資料作成や講習会補助等)があった場合には速やかにこれに対応すること。

(4) セキュリティに関する情報収集・報告

稼働中システムに関連するセキュリティ情報についての情報収集を行い、重大なセキュリティ脆弱性等が発見された場合には、速やかに状況・対応案等について報告を行うこと。

4. システム構成

(1) 現行システムについて

本業務に関係する現在のシステム構成及び機器

1) システム(OSは全てWindowsServer2012)

本システムは公開用サーバーと内部管理用サーバーの2つのサーバーで稼働している。

(ア) 公開用サーバー内のシステム

① WebGISシステム(パスワード版)

ミドルウェア: GeognoSIS.NET、ASP.NET、jQuery、SQLServer2014

② WebGISシステム(一般公開版)

ミドルウェア: PHP、jQuery、地理院タイル、SQLServer2014

#### (イ)内部管理用サーバーのシステム

##### ③ 管理用GISシステム

開発言語: VisualBasic6.0 SP6

ミドルウェア: SIS6.2, MsAccess2007, SQLServer2014

##### ④ パスワード会員管理システム

開発言語: VisualBasic.NET

ミドルウェア: SQLServer2014

##### ⑤ 不発弾データ更新ツール

VisualBasic.NET

##### ⑥ パスワード会員データ更新ツール

VisualBasic.NET

##### ⑦ アクセスログ収集ツール

VisualBasic.NET

#### 2)稼働環境

現行システムは全て局仮想化基盤上で仮想サーバーとして稼働している。

局仮想サーバーPF環境: vSphere Enterprise Plus 6.0 U3

#### 5. SSLサーバーの証明書調達

上述Webサイトの暗号化通信に必要となるSSL(Secure Socket Layer)サーバー証明書1式(1年分)の新規調達を実施する。なお、サーバー証明に必要な一切の事務手続きを含むものとする。

#### 第12条 業務作業について

1. 受注者において、本運用環境と同等の作業用環境を構築し、更新作業等については、事前に作業用環境にて検証を行うこと。
2. 現行システムの運用に支障を来すため作業環境用のソフトウェアのライセンス等の貸出は行わない。受注者の責任において調達すること。

### 第 3 章 その他

#### 第13条 打合せ協議

打合せ協議は、初回と納品時の2回とする。

また、必要性が生じた場合、業務進捗状況に応じて適切に発注者と打ち合わせを行う。

#### 第14条 成果品の提出

成果品については、下記を提出すること。

- ・作業計画書(緊急時連絡体制等含み) 1式
- ・システム保守点検報告書(月報) 1式
- ・システム保守点検報告書(障害時) 1式

以 上

## 個人情報取扱特記事項

### (個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第18号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (業務従事者への周知)

- 3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

### (適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

### (再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第2号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

### (収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。



(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(業務従事者の監督)

- 10 受注者は、業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

- 11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

- 12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去(以下「廃棄等」という。)しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 14 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。